

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 249 回

(100 を越す企業から受託・・・なんで信用したの?)

年金 2,000 億円大半消失、長期にわたって高い運用収益を上げているとの虚偽の情報を顧客に伝え、実態を隠し、金を集め、一方では浅川社長が年間 7,000 万円の給料をとり、社会保険庁から天下りの役員等でこの会社を食物にする。このつけはだれに廻ってくるのか!! 結局我々国民か!!

ここで少し「ユダヤの教え」を勉強しましょう。

- 善人らしいこと、人に日本人は騙されやすい。日本ではいい人はいいい人、悪い人は悪い人。
しかしユダヤ社会では
いい人に見えるいい人
いい人そうに見える悪い人
悪い人のように見えるいい人
悪そうに見える悪い人

の 4 タイプがいることをはっきり教える。

- 日本人はすぐ諦めるが、欧米人は諦めない

まさに今回の A I J の倒産劇や、民主党の政策にこの教訓を生かして、国民として対処しなければならぬ戒めを教えてください。そして、商いでも同じようなことが言えますね。大事なことを教えてくださいました。諦めないで、納得できないことは納得できないとはっきり言いましょ。

前田の《今人生を語る》第 154 回

めざめよ日本人⑦

消費税問題、東京電力問題、外国人参政権問題、etc
今のままなら、あと 10 年後には、日本国は消えてなくなります。
日本人は、政府に頼りすぎている、そして中途半端に信用している。



今後我々は「自分たちの力で自分たちを向上させる」、「言いたい事をはっきり言う」努力をしていかなければほんとうに日本はなくなります。

税制改正

松村英治

平成 24 年度税制改正法案が可決、成立しました。
主な内容は次の通りです。

法人課税

- 平成 23 年度末で期限切れを迎える研究開発税制の上乗せ特例である増加型・高水準型の措置の適用期限を 2 年延長する。

- 平成 23 年度税制改正で創設した環境関連投資促進税制を拡充し、太陽光パネルや風力発電設備に係る即時償却制度を創設する。
- 資源の安定確保を図るため、海外投資等損失準備金制度を 2 年延長する。
- 中小企業を支援するため、中小企業投資促進税制の対象資産に試験機器等を追加し、適用期限を 2 年延長する等の措置を講じる。
- 原子力災害からの復興を支援するため、福島復興再生特別措置法（仮称）の制定に伴う税制上の措置を講じる。
 - ・復興特区税制の特例（福島県の全ての地方公共団体が課税の特例の適用を受ける復興産業集積区域を設置できるようにする措置等）
 - ・避難解除区域において被災者を雇用した場合の税額控除制度等の創設 等
- いわゆるトン数標準税制につき、海上運送法の改正等を前提に平成 25 年度税制改正において拡充する。

個人所得課税

- 給与所得控除に上限を設定する（給与収入 1,500 万円超は一律 245 万円）。
- 特定支出控除について、範囲の拡大等を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。
 - ・弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）を追加。
 - ・適用判定の基準を給与所得控除額の 2 分の 1（現行：控除額の総額）とする。
- 勤続年数 5 年以下の法人役員等の退職金について、2 分の 1 課税を廃止する。

資産課税

(相続税・贈与税)

- 若年世代への資産の早期移転や省エネルギー・耐震性を備えた良質な住宅ストックを形成する観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を拡充・延長する。

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
・特別枠（省エネ・耐震住宅）：	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
・一般枠	1,000 万円	700 万円	500 万円

- 山林に係る相続税の納税猶予制度を創設する。
- 相続税の連帯納付義務を緩和する。

(固定資産税・都市計画税)

- 原子力災害からの復興を支援するため、福島復興再生特別措置法案（仮称）の制定に伴う税制上の措置を当分の間継続して講じる。
 - ・避難区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除措置
 - ・課税免除区域から除外された区域に対する固定資産税等の減額措置（3 年度分）
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置を 2 年間延長する。
- 固定資産税等（土地）の負担調整措置は、原則として、現行の仕組みを 3 年延長する。また、住宅用地特例（特例割合 1/6 等）も現行を継続する。ただし、不公平是正の観点から、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で平成 26 年度に廃止する。

国際課税

- 本年 11 月に税務行政執行共助条約に署名したこと等を踏まえ、条約の国内担保法の整備の一環として、徴収共助に関する規定の見直しを行う。
- 一定額（5,000 万円）を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設する。
- 過大な支払利子を通じた租税回避を防止するため、関連者への純支払利子等の額が所得水準の一定割合（50%）を超える部分の金額を、当期の損金の額に参入しないこととする。